

章節	頁數
商業教員養成所一覽	一
目次	一
一學年曆	二
一沿革概略	三
一實業學校教員養成規程	四
一商業教員養成所規程	五
總則	六
學科課程	七
學年、學期、休業	八
入學、在學、退學	九
休學	一〇
試驗、進級及卒業	一一
一實業學校教員養成規程	一二
二依ル補給學資 支給手續	一二
一生徒心得	一九
一生主事	二二
一生徒現員	二三
一生徒年級表	二三
一生徒年齡表	二三
一生徒身體檢查統計表	二四
一生徒入學前卒業學校別及府縣別表	二四
一卒業生及就職先	二六
一卒業生府縣別表	二九
三七	三七

商業教員養成所一覽

學年曆

(本校ニ同シ)

沿革概略

本所ハ明治三十二年三月文部省令第十三號實業學校教員養成規程ニ依リ商業學校及商業補習學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スルノ目的ヲ以テ高等商業學校内ニ設置シ同校長之ヲ管理ス、五月高等商業學校教授水島鐵也主任ヲ囑託セラル、同月規則ヲ制定ス、其要生徒ハ師範學校、中學校若クハ甲種以上ノ商業學校卒業生ニシテ地方長官ノ推薦セル者ノ中ヨリ選抜シ若シ定員ニ満タサルトキハ一般ニ募集シ試験ニ合格セルモノニ就キ之ヲ選拔ス修業年限ハ二箇年トシ生徒在學中ハ之ニ學資ヲ補給ス九月授業ヲ開始ス

明治三十五年一月水島鐵也主任ヲ辭シ高等商業學校教授東甕五郎主任ヲ囑託セラル、四月東京高等商業學校ニ本所ヲ附設セラル、同月東京高等商業學校教授東甕

五郎主事ヲ命セラル、同月更ニ實業學校教員養成規程ヲ發布セラル隨テ本所規程ヲ制定ス、其ノ要舊規則ニ同シ、十月規程中學資補給ノ章ヲ改正ス

同三十六年一月主事東京高等商業學校教授東甕五郎神戸高等商業學校教授ニ任セラレ、二月東京高等商業學校教授佐野善作主事ヲ命セラル

同四十年二月規程中試験及卒業ノ章ヲ改正ス、十二月規程中ヲ改正ス、是時休學ノ章ヲ設ク

同四十二年五月東京高等商業學校教授佐野善作職ヲ辭シ東京高等商業學校教授奈佐忠行主事ヲ命セラル

同四十四年三月規程中ヲ改正ス、是時修業年限ヲ四箇年トス

同四十五年三月試験進級及卒業規程中ヲ改正ス

大正四年六月總則、入學、在學、退學、規程中ヲ改正ス規學資補給ノチ廢ス七月本所卒業生ノ本校專攻部ニ入學シ得ルコト、ナレリ、九月學科課程ヲ改正ス、十一月學年學期、休業規程試験進級及卒業規程中ヲ改正ス

同五年一月入學、在學、退學規程中ヲ改正ス

實業學校教員養成規程

文部省令第七號（大正四年三月三十一日）

第一條 東京帝國大學農科大學附屬農業教員養成所、東京高等商業學校附設商業教員養成所及東京高等工業學校附設工業教員養成所ノ生徒ニハ授業料ヲ徵收セス

前項養成所ノ研究生ニハ一箇月拾圓以内ノ學資ヲ補給スルコトアルヘシ

帝國大學及文部省直轄諸學校ノ學生々徒ニシテ卒業ノ後實業學校ノ教職ニ從事セントスル者ニハ授業料ヲ免除スルコトヲ得

第二條 前條養成所ノ生徒及前條第三項ニ依リ授業料ヲ免除セラレタル者ハ卒業ノ日ヨリ左ノ期間文部大臣ノ指定ニ依リ實業學校ノ教職ニ從事スヘキ義務ヲ有ス但シ必要ノ場合ニ於テハ文部大臣ハ他ノ教職ニ從事スルノ義務ヲ負ハシムルコトアルヘシ

一、養成所ノ生徒ハ其ノ在學期間ノ二分ノ一

二、養成所ノ生徒ニシテ學資ノ補給ヲ受ケタル者ハ其ノ補給ヲ受ケタル年限

ニ 第一號ノ期間ヲ加ヘタル期間

三、授業料ヲ免除セラレタル者ハ其ノ免除セラレタル期間ノ二分ノ一

第三條 前條ノ義務期間内ニ於テ學校ニ入學シ若ハ外國ニ留學セントスル者アルトキハ文部大臣ハ時宜ニ因リ之ヲ許可スルコトアルヘシ

前項ニ依リ許可ヲ受ケタル者ノ當該學校ニ在學中若ハ外國留學中ノ期間ハ前條ノ義務期間ニ算入セス

第四條 第二條ノ義務期間内ニ於テ文部大臣ノ指定ヲ受ケサルカ爲任意就職シタル者ハ其ノ旨直ニ文部大臣ニ届出ツヘシ其ノ就職ヲ罷メ又ハ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

前條ノ許可ヲ受ケタル者學校ヲ卒業又ハ退學シ若ハ歸朝シタルトキハ直ニ文部大臣ニ届出ツヘシ

第五條 第一條養成所ノ生徒及同條第三項ニ依リ授業料ヲ免除セラレタル者左ノ各號ノ一一該當スルトキハ授業費學費又ハ授業料ヲ償還セシム但シ文部大臣ハ事情ヲ酌量シテ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

- 一、退學ヲ命セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退學シタルトキ
- 二、實業學校教員タルノ志望ヲ變更シタルトキ
- 三、第二條ノ義務ヲ盡サヌ又ハ第三條第一項ノ許可ヲ受クシシテ入學若ハ留學シタルトキ

前項授業費ノ額ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ各教員養成所ニ於テ之ヲ定ム

第六條 地方長官ニ於テ文部大臣ノ指定ニ依リ教職ニ從事スル者ニ其義務期間内轉任、退職若ハ休職ヲ命セントスルトキハ事由ヲ具シ豫メ文部大臣ノ指揮ヲ受クヘシ但シ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタルカ爲當然休職トナリタル者アルトキハ其ノ旨直ニ文部大臣ニ報告スヘシ休職期間満了ノ爲退職者トナリタル者アルトキ若ハ休職期間中復職ヲ命シタルトキ亦同シ

第七條 各養成所ニ募集スヘキ生徒ノ員數ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前各教員養成所ニ入學シタル者若ハ帝國大學及文部省直轄諸學校ノ學

生々徒ニシア學資ノ補給ヲ受ケタル者ニ關シテハ仍從前ノ規程ニ依ル

商業教員養成所規程

第一章 總則

第一條 本所ハ實業學校教員養成規程ニ依リ商業學校ノ教員タルヘキモノヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二條 本所ノ修業年限ハ四箇年トス

第三條 本所ハ授業料ヲ徵收セス

第四條 削除

第五條 本所ノ生徒ハ卒業ノ後在學期間ノ二分ノ一ノ期間文部大臣ノ指定ニ依リ實業學校ノ教職ニ從事スヘキ義務アルモノトス

第五條ノ二 本所ノ生徒ニシテ左ノ各號ノ一二該當スルトキハ授業費ヲ償還スヘキモノトス但シ文部大臣ハ事情ヲ酌量シテ其全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

- 一、退學ヲ命セラレ又ハ自己ノ便宜ニ依リ退學シタルトキ
 - 二、實業學校教員タルノ志望ヲ變更シタルトキ
 - 三、前條ノ義務ヲ盡サス又ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケヌシテ學校ニ入學シ若ハ外國ニ留學シタルトキ
- 第六條 生徒心得ハ校長ノ定ムル所ニ依ル

第二章 學科課程

第七條 學科課程ハ左表ノ如シ

科 目	每 週				時 間
	第一 年	第二 年	第三 年	第 四 年	
一 修 身	一	一	一	一	
二 商 業 通 論					
三 銀 行 及 取 引 所					
四 交 通					
五 理 化 工 業 及 其 他 科 目					
六 文 化 科 目					
七 體 育 科 目					

三三	論理及心理	二		
三四	教育學、教授法			
三五	體操	一	一	
時間	合計	三二	一	
		三〇	二	
		三一	二	
		三二	一	

第三及第四學年ニ於テ隨時實地授業又ハ見學ヲ爲サシム

第三章 學年、學期及休業

第八條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條 學年中ニ二學期ヲ設ク第一學期ハ四月十一日ヨリ七月二十日ニ至リ第二學期ハ九月十一日ヨリ翌年三月二十四日ニ至ル

第十條 年中休業左ノ如シ

但休業中ト雖モ教員ノ見込ニ依リ或學科ノ補習又ハ實業ノ調査ヲ命スルコトアルヘシ

一毎日曜日

一神武天皇祭

一秋季皇靈祭

一秋季長節

一春季長節祝日

一春季嘗祭

一春季元節

一春季皇靈祭

一春季休業三月二十五日ヨリ四月十日ニ至ル

一夏季休業七月二十一日ヨリ九月十日ニ至ル

一冬季休業十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第四章 入學、在學、退學

第十一條 本所ハ學年ノ始ニ於テ入學ヲ許ス

第十二條 師範學校、中學校、甲種商業學校卒業生若ハ専門學校入學者檢定規程ニ

依ル試験検定ニ合格シタル者又ハ専門學校入學者検定規程ニ依リ一般専門學校ノ入學ニ關シ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者ニシテ年齢滿十七年以上身體壯健品行方正且ツ教員タル志望堅固ナル者ハ試験ノ上入學ヲ許可ス

師範學校、中學校又ハ甲種商業學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ヨリ其年三月ニ卒業スヘシト認メラレタル者ハ同年ニ於ケル本所入學ニ關シ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得但シ豫定期ニ卒業セサリシトキハ其ノ入學ニ關スル手續ハ總テ効力ヲ失フモノトス

第十三條 入學試験ハ修身、國語、漢文、書法、作文、數學、地理、歷史、圖畫、物理化學、博物英語ノ各科目ニ就キ中學校卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フ

前項ノ學科目ハ時宜ニ依リ文部大臣ノ許可ヲ經テ其ノ一科目又ハ數科目ヲ省略スルコトアルヘシ

第十四條 師範學校、中學校又ハ甲種商業學校ヲ卒業シタル入學志願者ニシテ所定ノ學年間當該學校ニ在學シ各學年首位ヨリ算ヘテ及第者總數ノ十分一以内ノ席次ヲ有シ卒業ノ際第五位以上ノ席次ニ在リタル者ハ若干名ヲ限リ試験ヲ行フモノトス

用キス入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十二條 第二項ニ規定セル入學志願者ニシテ在學中既往ノ成績前項ノ規定ニ該當スル者ハ無試験検定ヲ出願スルコトヲ得但シ卒業期ニ於テ前項規定ノ成績ヲ得サリシトキハ右出願ノ効力ヲ失フモノトス

本條ニ該當スル者ノ身體ハ先ツ身體検査證ニ依リ検査シ入學前更ニ本所ニ於テ検査ヲ行フモノトス

第十五條 削除

第十六條 募集スヘキ生徒ノ員數及期日等ハ其ノ都度公告スヘシ

第十七條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ保證人一名ヲ立テ誓書ヲ認メ其ノ年四月十日迄ニ本校へ提出スヘシ

第十八條 保證人ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京市内ニ於テ一家ヲ立テ生徒ノ身分ニ關シ一切引受クルニ足ルヘキ關係及相應ノ資產ヲ有スル者ニ限ル

第十九條 保證人死去若ハ前條ノ資格ヲ失ヒタルトキハ速ニ他人ヲ以テ之ニ代へ更ニ誓書ヲ差出スヘシ

第二十條 創除

第二十一條 生徒若シ學業ヲ怠リ又ハ品行修ラス若ハ疾病等ノ故ヲ以テ成業ノ見込ナシト認ムルトキハ退學セシムヘシ

印紙誓書

私儀今般商業教員養成所へ入學御許可相成候ニ付テハ御規則ヲ遵守シ専心勉勵可仕又卒業ノ後ハ御規定ノ義務ニ服シ可申候仍テ誓書如此候也

本籍族稱職業

(某子弟又ハ被後見人等)

年月日

何年何月何日生

氏

名印

宿所 東京市何區何町何番地

前書ノ趣相違無之ニ付拙者保證人ニ相立チ本人ニ係ル一切ノ事件引受可申仍テ保證如斯候也

但貴所御規則ハ總テ承知致シ候也

本籍族稱職業

保證人氏

名印

何年何月生

宿所

東京高等商業學校長何某殿

前書保證人某ハ丁年以上ニシテ當區内ニ於テ一家ヲ立ツル者ニ相違無之候也

年月日

何區長印

第五章 休學

第二十二條 生徒疾病又ハ避クヘカラサル事故ニ因リ滿二箇月以上修學シ能ハスト認ムルトキハ保證人連署ヲ以テ校長ニ願出テ其許可ヲ以テ滿壹箇年以内休學スルコトヲ得其疾病ニ罹リタルモノハ醫師ノ診斷書ヲ添フルコトヲ要ス但シ其疾病平癒シ又ハ事故止ミタルトキハ休學期間内ト雖其旨届出テ就學スルコトヲ得

第二十三條 生徒ノ陸海軍ノ現役ニ在ル者及召集中ノ者ハ校長ノ許可ヲ得テ其間休學シ現役又ハ召集終レハ直ニ其原級ニ復スルコトヲ得

第六章 試験、進級及卒業規程

第二十四條 試験ヲ分チテ學年試験及學期試験ノ二種トス

學年試験ハ其學年中ニ履修シタル學科ニ就キ學年末ニ於テ之ヲ執行ス
學期試験ハ第一學期末ニ於テ各科目ニ就キ之ヲ施行ス但シ毎週教授時數一時間ノ學科ニ就キテハ學期試験ヲ省略スルコトアルヘシ

第二十五條 學科目ニ依リ便宜之ヲ數科目ニ分チ其成績ヲ定ムルコトアルヘシ
第二十六條 各學科目學年ノ成績ハ學年試験ノ成績ト學期試験ノ成績トヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第二十七條 成績ハ點數ヲ以テ定メ百點ヲ滿點トス

各科目ノ點數五十點以上平均點數六十點以上ヲ得タル者ヲ及第トス但シ五十點未滿ノモノ一科目ナル場合ニ限リ特ニ及第トスルコトアルヘシ

第二十八條 珠算、作文、書法、商業實踐、外國語及體操ハ平常ノ成績ヲ以テ學期試験

及學年試験ノ成績ニ代フルコトアルヘシ

第二十九條 學期試験ニ缺席シタル者ハ特ニ校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ學年試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三十條 學年試験ニ缺席シ追試験ヲ受ケントスル者ハ其試験期日内ニ其旨ヲ願出ツルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於テハ學期試験ノ成績ト平常ノ勤惰トヲ審査シテ之ヲ許可スルコトアルヘシ

本條ニ依リ試験ヲ施行スル場合ニハ其ノ科目ニ對スル評點ニ係數奇零九ヲ乘シテ得點トス

第三十一條 不合格者ニシテ前學年ニ於テ七十點以上ノ點數ヲ得タル課目ニ就キテハ其試験ヲ省略スルコトアルヘシ

第三十二條 卒業者ニハ卒業證書ヲ授與ス
卒業ノ席次ハ各學年ノ成績ヲ勘合シ其優劣ニ依リ之ヲ定ム

附 則

大正四年七月以前ニ入學シタル者ニハ本規程中第五條及第五條ノ二ハ適用セス仍從前ノ規定ニ依ル

本規程中學科課程ハ大正四年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス但シ該學科課程施行ノ際現ニ第二年級以上在學ノ生徒ニ課スヘキ學科課程ハ其ノ卒業ニ至ルマテ仍從前ノ規定ニ依ル

實業學校教員養成規程ニ依ル補給學資支給手續

第一條 明治三十五年文部省令第九號第一條ノ補給學資ハ毎月二十五日(休日バ繰下)之ヲ支給ス月ノ央ニ於テ學資ノ支給ヲ止メタルトキハ前項ノ支給日ニ拘ハラス其際支給ス

第二條 農業教員養成所工業教員養成所商業教員養成所及水產講習所水產教員養成科生徒ハ入學ノ日ヨリ其他ノ學生生徒ハ誓書提出ノ日ヨリ學資ヲ支給ス第三條 疾病ニ依リ引續キ缺課スルコト六十日ヲ踰ユル者又ハ私事ノ故障ニ依リ引續キ缺課スルコト二週日ヲ踰ユル者ハ其翌日ヨリ缺課中學資ヲ支給セス

校則ニ依リ休學ノ許可ヲ受ケタル者若ハ停學ニ處セラレタル者ハ其休學停學中ハ學資ヲ支給セス

第四條 夏季休業中ハ學資ヲ支給セス但シ夏季休業中ト雖學科ノ補習又ハ實業ノ調査ヲ命セラレタルトキハ其間學資ヲ支給ス

第五條 學資ヲ補給スヘキ日數一箇月ニ滿タサルトキハ其月ノ現日數ニ依リ日割計算ヲ以テ之ヲ支給ス

前項目割計算ノ場合ニ於テ錢位未滿ノ端數ヲ生スルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

生徒心得

第一條 忠孝ヲ旨トシ本分ヲ重シ義務ヲ守ツ人ニ接スルニ溫良謙讓事ヲ執ルニ

誠實果敢以テ真正ノ教育者タルヘキ性格ヲ養成スヘシ平素攝生ニ注意シ身體ノ強健ヲ圖リ以テ快活ノ精神ト進取ノ氣象トヲ養成スヘシ

第二條 常ニ教室ノ神聖ナルヲ思ヒ秩序ヲ重シ專心以テ學術ヲ習得スルヲ勉ム

ヘシ

長上ニ對シテ敬禮ヲ行フヘキハ勿論學生生徒相互ノ間ニ於テモ亦禮讓ヲ貴フ
ヘシ

第三條 登校ノ節ハ制服制帽ヲ著用スヘシ

第四條 放課ノ時間ト雖靜肅ヲ旨トシ苟モ喧嘩ノ行爲アルヘカラス

第五條 校内ニ在リテハ所定ノ場所以外ニ於テ飲食喫煙スヘカラス

第六條 病氣其他ノ事故ニヨリ缺席セントスルトキハ其理由ヲ記シタル届書ヲ
差出スヘシ其缺席二週日以上ニ及フトキハ保證人ノ連署ヲ要ス但シ病氣ノト
キハ醫師ノ診斷書ヲ添フヘシ

第七條 生徒又ハ保證人ニシテ氏名ヲ改メ又ハ轉籍轉居シタルトキハ直ニ其旨
ヲ届出ツヘシ

第八條 校内ニ於テ事ノ何タルヲ問ハス許可ナクシテ漫ニ會合スヘカラス

第九條 凡ソ告示ハ之ヲ掲クルノ日ヨリ一般ニ知了シタルモノト認ムルヲ以テ
常ニ之ニ注意スヘシ

第十條 學校ノ器物又ハ圖書ハ專ラ鄭重ニ之ヲ取扱フヘシ若シ過チテ汚損又ハ

亡失シタルトキハ直ニ其旨ヲ届出テ處置ヲ受クヘシ

第十一條 諸規程ニ悖戾シ若ハ長上ノ命令訓誡ニ從ハサル者ハ各其情狀ニ照シ
・處罰ヲ加フヘシ

主事

東京高等商業學校教授理學士 奈佐忠行

平靜岡縣
民

生徒現員(三十六人)

(大正五年五月十五日調)

第四年生(六人)

松崎實	次愛知
提箸蘇一郎	柄木
畑中英太郎	愛知
加藤仙正	愛知
神倉佐安	神奈川
塚田知一	東京

第三年生(十人)

井上光次	京都
伊藤義一	廣島
藤井上光次	京都

第二年生(八人)

山崎善次	鳥取
相澤直美	北海道
渡部秀雄	山形
山科勉	山形
森脇壽一郎	兵庫
遠山儀八	巖手
西森義親	愛媛
有賀清海	長野

生徒年級表

(大正五年五月十五日調)

第一年生(十二人)

相馬忠雄	新潟
福住禎一	山口
有田三代	廣島
多鹿茂雄	兵庫
足立一良	兵庫
田中英吉	靜岡
森初三郎	栃木
江森初三郎	栃木
渡邊喜三郎	一兵庫
近本與一	兵庫
本喜三郎	一兵庫

堤瀧三	靜岡
仲佐祐作	千葉
湯浅作千葉	
田尻愛義	島根
宗像善雄	福島
森像武臣	岡山
豊田平野	吉山
京谷保謙吉	千葉
一條謙吉	城

種

四

別

人

員

生徒年齢別		(大正五年五月十五日調)		計		生徒年齢別		(大正五年五月十五日調)		種別		人員	
年	年	高	低	年	年	年	年	高	低	別	別	人	員
一	年	二七〇八	二一〇九	一	年	二	年	三	年	四	年	第一	年
二	年	二五〇六	一九〇三	二	年	三	年	四	年	五	年	第二	年
三	年	二三〇二	一八〇一	三	年	四	年	五	年	六	年	第三	年
四	年	二一〇九	二四〇九	四	年	五	年	六	年	七	年	第四	年
五	年	二二〇六	二二〇六	五	年	六	年	七	年	八	年	第五	年
六	年	二三〇五	二三〇五	六	年	七	年	八	年	九	年	第六	年
七	年	二四〇九	二四〇九	七	年	八	年	九	年	十	年	第七	年
八	年	一一〇八	一一〇八	八	年	九	年	一〇	年	一一	年	第八	年
九	年	一一〇九	一一〇九	九	年	一〇	年	一一	年	一二	年	第九	年
十	年	一一〇九	一一〇九	一〇	年	一一	年	一二	年	一二	年	第十	年

生徒身體檢查統計表

(大正五年四月検査)

第一年		第二年		第三年		第四年		學級		檢查目		身長		體重	
平	最	平	最	平	最	平	最	平	最	身	長	體	重	胸圍盈虛ノ差	人員
均	少	均	少	均	少	均	少	均	少	長	長	重	重	盈虛ノ差	員
第一	年	第二	年	第三	年	第四	年	第一	年	第二	年	第三	年	第四	年
五、三三	五、三六	五、二六	五、五七	五、二二	五、六二	五、二一	五、四八	五、三六	五、二二	一六、七六〇	一六、七六〇	一三、四四〇	一三、四四〇	一四、四七〇	一四、四七〇
一四、六四〇	一四、六〇〇	一三、七四〇	一六、〇〇〇	一四、〇二〇	一四、〇二〇	一四、〇二〇	一四、〇二〇	一四、〇二〇	一四、〇二〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一三、三三〇	一三、三三〇	一三、九五〇	一三、九五〇
二七	三五	二二	三〇	三六	二六	四五	一〇	七	九	五	五	四	四	三	二

備考

平均ハ最大最少ノ平均ニアラスシテ總人員ノ平均ナリ

生徒入學前卒業學校別及府縣別表(大正五年五月十五日調)

二十六

道廳府縣	種別	師範學校	中學校	商業學校	小計
北	東京大神兵長新埼群奈海				
奈					
海					
馬	玉鴻崎庫川阪都京道				
一	三	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一
三	一	二	三	二	一
手	島城野阜賀梨岡知重良木城葉				
千	茨栃奈三愛靜山滋岐長宮福巖				

三	一	二	三	二	一
一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一
三	一	二	四	二	一
一	一	一	一	一	一

合	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛
兒									
計	繩	島	崎	本	賀	分	岡	知	媛
二	三								
一	〇								
四									
三	六								

卒業生及其就職先

明治三十四年卒業(二十三人)

東京海上保険株式會社

小野十郎 東京

●印△事攻部在學者
印△死亡者

市立名古屋商業學校

金山公立商業專修學校
村瀬圭愛知
北川勝次郎滋賀

青山秋福石富鳥岡廣山和德香

歌

森形井田山根取山川島山口島山川島

二一

一二二一

二一

文部省

泉屋清次郎 石川

島根縣立商業學校

近藤達二郎 京都

關西甲種商業學校

姫路市立姫路商業學校

增澤寅次郎 新潟

打田喜代太郎 三重

株式會社住友銀行横濱支店

白井源吉 岐阜

神戶市立神港商業學校

足達丑六 高知

釜山商業學校

福士徳平 岐阜

神戶市立商業補習學校

高山經慶 愛媛

仁川公立商業學校

鈴木新次郎 静岡

岩田真一 福井

村瀬玄愛 知

東京市立商業學校

丸山辨三郎 長野

盛岡市立商業學校

竹内正太郎 静岡

石川縣立金澤商業學校

北山喜一大分

株式會社内國貯金銀行(濱

愛媛縣立八幡濱商業學校

滋賀縣立八幡商業學校

高木脩吉 福岡

三井物產株式會社

河地大輔 山口

香川縣綾歌商業學校

飯田豊次郎 富山

・小瀧勝香川

横濱商業學校

日本女子商業學校

株式會社臺灣銀行

群馬縣高崎市立甲種商業學

校

德島縣立商業學校

近藤英三

德島

・宮本實藏熊本

・吉田茂太郎香川

株式會社三井銀行

石川改

山本知太郎 東京

柴山清作

栃木

・岩林喜之助兵庫

長野廉二岡山

・森富次郎滋賀

竹本節藏廣島

・柴山清作

栃木

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

・

神奈川電氣株式會社

松田 喜三郎 三重
吉永 專吉 三重
川尻改

新潟縣刈羽郡立商業學校

廣田 嘉一 愛媛
山本廉二郎 島根
宮島賢次郎 千葉

島根縣立商業學校

平和長之助 島根
谷口 實次 愛媛

福岡市立福岡商業學校

横濱商業學校

熊本縣立商業學校

唯野 真琴 福島
石井 清之助 三重

横濱商業學校

公立仁川商業學校

静岡縣立靜岡商業學校

いとう吳服店
鹽田 近太郎 香川
安田 久之助 岐阜

善隣商業學校

伊藤 最一 香川
早川小三郎改
竹田 正己 神奈川

新潟縣立新潟商業學校

誠訪原義衛 千葉

品川白煉瓦株式會社
(大阪支店)
京都市立京都第一商業學校
校
宮崎縣北縣郡立都城商業學校
吉田 光藏 德島横濱正金銀行 東京支店
京城市梅洞公立簡易商業學
校
山形縣酒田町立酒田商業學
校
中央商業學校
釜山公立商業專修學校
釜山公立商業學校勝田 梓郎 茨城
梶原壽一 愛媛
水口音三郎 錦島
村田 長太郎 福井
●小原政市 德島
岩瀬脩治 東京

同四十年卒業(二十九人)

小樽高等商業學校
瀬谷佐次郎 福島
京都市立商業實修學校
勝田 梓郎 茨城
山形縣酒田町立酒田商業學
校
中央商業學校
釜山公立商業專修學校
釜山公立商業學校
勝田 梓郎 茨城
梶原壽一 愛媛
水口音三郎 錦島
村田 長太郎 福井
●小原政市 德島
岩瀬脩治 東京

竹下長之島根

三越吳服店
倉本 進千葉

佐藤善次郎 宮城

金山公立商業學校
太田武三郎 滋賀

江渡哲太郎 青森

鹿兒島市立鹿兒島商業學校
鈴木源德 東京

貞家善三郎 愛知

釜山公立商業學校
太田武三郎 滋賀

稻葉鶴次郎 三重

鹿兒島市立鹿兒島商業學校
鈴木源德 東京

辻文八長崎

新潟縣西蒲原郡間瀬銅山
小黑省三福島

星理作 福島

高津範千葉

岐阜市立岐阜商業學校

依知川治千葉

岩間茂次郎 岐手

飯田啓三愛知

内田徳彦愛知

高橋福三岐阜

佐賀縣西松浦郡立伊萬里商
業學校

櫻井吉雄茨城

新潟縣刈羽郡立商業學校

佐友電線製造所

喜多野常太郎 和歌山

水口庄三郎 德島

西村義郎 京都

千葉縣立銚子商業學校	長谷川正致	千葉
香川縣小豆郡内海實業學校	大和田誠壽	福島
岐阜縣師範學校	鶴飼喜平	岐阜
株式會社本所銀行	楠間龜楠	和歌山
新潟縣刈羽郡立商業學校	下妻貞雄	新潟
京都市立商工補習學校	武田住太郎	愛媛
橿木縣立商業學校	瀬間紀太郎	群馬
京都市立商業實修學校	橋本正路	兵庫
福井市立商業學校	北里善從	熊本
德島縣師範學校	川上準一	德島
私立大阪商業學校	富中參三郎	和歌山
新潟縣新潟師範學校	濱谷正秀	富山
同四十四年卒業(二十九人)		
山口銀行(大阪市)	山崎清記	山口
京都市立商業實修學校	西藤杉松	滋賀
長岡市立商業學校	久保田敬太郎	新潟
石川縣立七尾商業學校	福島新藏	熊本
山口銀行(東京支店)	萩原駒藏	滋賀
市立甲府商業學校	後藤清一	岐阜
東京市神田高等小學校	渡邊進	茨城
宮城縣石卷町立商業補習學校	羽賀鶴松	德島
興業貯蓄銀行	金野榮嚴	手
福岡縣田川郡小學校	重藤一郎	福岡
佐賀市立商業實修學校	錫村審	新潟
愛知縣名古屋市第九高等小學校	千布次郎	佐賀
佐賀市立佐賀商業學校	高橋米造	東京
滋賀縣神崎郡立商業學校	三浦安造	滋賀
福井縣師範學校	矢島秀三	福井
北海道師範學校	門山廣明	山形
大日本鹽業株式會社魏子窩	小堤健雄	福島
山形縣酒田町尋常高等小學校	中岡俊造	奈良
栃木縣宇都宮市立商業學校	田村武三郎	栃木
高橋清	群馬	
札幌區立商業補習學校	萩原仙政	富山
廢手縣盛岡市立商業學校	伊藤勇吉	富山
東京市立明川高等小學校	澤匡明	德島
西山種男	群馬	
追試驗	高橋清	
東京市精華高等小學校	金子源三郎	群馬
大正四年卒業生(十一人)	上海秋田	
上海稅關	富永保福	
大日本鹽業株式會社魏子窩	永井忠英	
分校會社	宮本龜藏	靜岡
日本毛織會社	宮本內勝彌	群馬
私立吉備商業學校	竹下勝治郎	兵庫
茨城縣那珂郡立溪商業學	富水保福	岡
校	永井忠英	城
長崎縣西松浦郡立伊萬里商業學校	林淵嘉七	岐阜
靜岡縣沼津町立沼津商業學校	森類之助	香川
大垣町立大垣商業學校	久保重德	愛媛
京都市立商業實修學校	伊藤治平	愛知
兵庫縣立神戶商業學校	藤森類之助	香川
山形縣米澤市立商業學校	林嘉七	岐阜
長崎縣西松浦郡立伊萬里商業學校	淵嘉七	岐阜
靜岡縣沼津町立沼津商業學校	宮本龜藏	靜岡
私立吉備商業學校	宮本內勝彌	群馬
茨城縣那珂郡立溪商業學	富水保福	岡
校	永井忠英	城
日本毛織會社	竹下勝治郎	兵庫
大日本鹽業株式會社魏子窩	富水保福	岡
分校會社	永井忠英	城
日本毛織會社	上海秋田	
大日本鹽業株式會社魏子窩	上海秋田	
分校會社	上海秋田	

八木助市廣島
菊田清一愛知

同五年卒業(九人)

原田作之助山形
習田敦兵庫

横濱商業學校
仁川商業專修學校

齋藤孝太郎新潟
吉田義夫廣島

北海道廳立小樽商業學校
熊本縣立商業學校
今井三吉富山

範多商會

神戶市神戶高等小學校

高松勤崎玉

愛知縣名古屋市第三高等小
學校
岡山縣師範學校
今村直人福岡

濱松市立濱松商業學校

吉村繁福井

松井万之助兵庫
浩兵庫
大場健治山形

錦城商業學校

木島義夫千葉

愛知縣名古屋市第二高等小
學校
長坂千里長野

東京市本所高等小學校

白崎繁藏東京

合計百八十三人

卒業生府縣別表

道府縣

自明治三十四年卒業
至大正四年卒業

本年卒業

合

計

北東京大神兵長新埼群奈海葉馬鴻崎庫川阪京都道

八四 | 七一九一 | 三八 |

| | | | | | | | | |

八四 | 七一〇一 | 三八 |

山秋福石富烏島岡廣山和德香愛

歌

媛川島山口島山根取山川井田形

七七〇三二三二五一五一八一一

七七〇三二三二五一六一八一三

青巖福宮長岐滋山靜愛三奈柄莢

森手島城野阜賀梨岡知重良木城

一三七二一五六 | 八〇五一四四

一三七三三六六一八二三五三四五

高福大佐熊宮鹿沖合

兒

繩島崎本賀岡分知

合

計

一七四

九

一八三

五四五四一

十

五四一

四十

調査部規程（明治四十二年十月創始）

- 第一 商業ノ改善ニ資スル事項ヲ學術的ニ調査スル爲メニ調査部ヲ設ク
- 第二 調査部ハ當分之ヲ專攻部研究室內ニ設ク
- 第三 調査部ニ委員若干名及主幹一名ヲ置ク
- 委員ハ本校教員中ヨリ主幹ハ委員中ヨリ學校長之ヲ命ス
- 第四 調査部主幹ハ委員會ノ議事ヲ整理シ調査補助ヲ指揮シテ材料ノ整頓ヲ掌ル
- 第五 調査事項ハ委員ノ決議ニ依リ學校長ノ許可ヲ經テ之ヲ定ム
- 第六 調査部ニ若干名ノ調査補助ヲ置ク
- 第七 調査部ノ發送スル文書ハ學校長又ハ學校ノ名ヲ以テス
- 第八 調査ノ結果ハ適當ノ方法ヲ以テ之ヲ發表ス
- 第九 調査部ハ必要ト認ムルトキハ銀行會社等ノ依頼ニ應シテ調査ヲナスコトアル可シ

調査材料貸付規程

- 第一 本部ノ調査材料ハ左記ノ者ニ限リ之ヲ貸付ス可シ